

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年9月まで

昭和45年4月にA市B区役所で国民健康保険の加入手続を行ったとき、窓口の職員から国民年金にも加入する必要があると言われ、国民年金の加入手続も同時に行った。

その後、しばらくたってからB区役所へ行き、国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納付した。

申立期間の国民年金保険料については、2か月分と4か月分を2回に分けて納付した記憶があるのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人の主張どおり昭和45年4月頃にA市において行われたものとみられる上、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料はA市B区役所で納付したとしているところ、A市では、当時、区役所窓口で国民年金保険料の収納を行っていたとしており、申立人が主張する納付方法と一致することから、申立人が自ら加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年11月3日から同年12月3日までの期間について、事業主は、申立人のA社B工場における資格取得日を同年11月3日とする届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月16日から同年11月3日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月16日から同年12月3日まで

昭和38年にA社に入社し、39年10月に上司から手伝いに行くように言われ、同社C工場から同社B工場に異動した。ところが、オンライン記録では同社B工場での資格取得日が同年12月3日となっており、同年10月16日から同年12月3日まで空白期間になっている。同じ会社内での異動なのに厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人から提出された在籍証明書及びA社から提出された「失業保険被保険者転出届受理通知書」により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（同社本社から同社B工場に異動）していたことが認められる。

2 申立期間のうち、昭和39年11月3日から同年12月3日までの期間について、オンライン記録では、申立人のA社B工場における資格取得日は、

同年 12 月 3 日とされているが、同社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は、同年 11 月 3 日に同社 B 工場における被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該通知書には、昭和 39 年 12 月 15 日付けの D 社会保険事務所の受付印及び確認印が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 39 年 11 月 3 日に A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社 B 工場における昭和 39 年 12 月の社会保険事務所の記録及び前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和 39 年 10 月 16 日から同年 11 月 3 日までの期間について、上記のとおり、申立人から提出された在籍証明書及び A 社から提出された「失業保険被保険者転出届受理通知書」により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（同社本社から同社 B 工場に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和 39 年 10 月に A 社 B 工場に異動したと主張しているところ、A 社から提出された「失業保険被保険者転出届受理通知書」では、申立人の転勤年月日が同年 10 月 15 日とされ、同社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人の同社本社における資格喪失日は、その翌日の同年 10 月 16 日であることが確認できることから、申立期間については、申立人の同社 B 工場における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、A 社 B 工場における昭和 39 年 12 月の社会保険事務所の記録及び前述の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の資格取得日が昭和 39 年 11 月 3 日とされていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年 10 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年3月25日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から19年7月までは20円、同年8月から同年12月までは40円、20年1月及び同年2月は50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年3月25日まで

昭和18年4月にA社B工場へ入社し、20年3月25日に志願兵として海軍航空隊へ入隊するまで勤務したのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間については、間違いなくA社B工場に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が昭和18年4月1日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の記載が確認できるものの、資格喪失日に係る記載が無い。

また、当時の同僚（3人）は、「自分と申立人は同期入社であり、申立人は、海軍航空隊に入隊するまでA社B工場に勤務していた。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該同僚（3人）は、昭和18年4月1日に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、厚生労働省社会・援護局発行の軍歴証明書により、申立人は、20年3月25日に海軍航空隊へ入隊していることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社B工場に継続して勤務していたことが認めら

れる。

さらに、現存するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていないことについて、同社B工場を所管する年金事務所は、当該名簿は昭和22年頃に書き換えられたものと思われるが、書換え前の名簿が保存されていないため申立人に係る記載が無いことについては詳細が不明である旨回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において資格取得日が昭和18年4月1日とされ、申立人と同期入社であったと考えられる複数の同僚の中には、申立人と同様に、資格喪失日に係る記載の無い者が複数みられることから、申立期間当時、社会保険事務所の同社B工場に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年3月25日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及び同僚の記録から、昭和18年4月から19年7月までは20円、同年8月から同年12月までは40円、20年1月及び同年2月は50円とすることが妥当である。

## 富山厚生年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月31日から同年11月1日まで  
昭和29年3月にA社に入社し、32年10月14日付けで同社C支店から同社B支店に異動した。

A社の支店間を異動しただけなのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員カード、申立人から提出された辞令及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人から提出された辞令では、当該異動に係る発令日が昭和32年10月14日とされ、申立人も同年10月20日頃にB支店に着任したと記憶しており、申立人が申立期間当時、既に同支店に勤務していたものと推認されることから、申立期間については、同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 54 年 11 月 30 日まで  
昭和 52 年 7 月から 54 年 11 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、C 国の D 地区で仕事をしていた。  
申立期間当時、手当等を含めると 50 万円の給料を支給されていたのに、標準報酬月額の記録が 16 万円とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の給与及び社会保険事務の担当者は、「C 国の D 地区に勤務する従業員は、基本給と海外手当を合わせて 50 万円の給料を支給されていたが、社会保険事務所（当時）には、海外手当を除く基本給額を報酬額として届け出ており、届け出た報酬額に基づいて厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

また、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における昭和 52 年 7 月 1 日の資格取得時の賃金は、月額 16 万円とされており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、当時の同僚二人のうち、一人は、「D 地区には昭和 49 年から 4 年間程勤務した。51 年頃に会社の給与規定を変えて、海外手当を除外したかもしれない。国内の給与（16 万円程度）に海外手当が加算されて、月額で 50 万円くらいもらっていたと思う。」と供述しているとともに、別の一人は、「国内の給与（13 万円程度）に出張手当や派遣手当が加算されて、月額で 40 万円くらいもらっていたと思う。」と供述しており、オンライン記録によると、当該同僚二人の標準報酬月額は、当該国内の給与額に見合う額とされていることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 37 年 7 月まで

昭和 34 年 6 月から 37 年 7 月まで A 市の B 事業所に勤務したのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

B 事業所の従業員は、私、事業主及びその弟の 3 人であり、C 事業所及び D 事業所の下請業務を行っていたので、元請の事業所において厚生年金保険に加入していた可能性もあると思う。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の C 事業所の従業員（1 人）は、B 事業所は C 事業所の下請業務を行っていたとしており、事業主の氏名も申立人の供述と一致することから、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が B 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、申立人が勤務したとする B 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B 事業所は既に廃業している上、当時の事業主及び同僚である事業主の弟も既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、元請事業所の C 事業所又は D 事業所において厚生年金保険に加入していた可能性もあると主張しているが、C 事業所及び D 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、下請事業所に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 760

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月から 45 年 6 月まで  
昭和 41 年 12 月から 45 年 6 月まで A 社（飲食店）で勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主が「申立人が勤務していたことを覚えている。」と供述していることから、勤務した期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、申立期間後の平成2年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社の当時の事業主は、「当時、飲食業は任意適用事業所だったので、同社は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年4月1日まで

平成21年7月23日付けのA社(現在は、B社)C支社からの厚生年金資格記録証明書によると、昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年9月1日に同資格を喪失している。

しかし、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和23年4月1日となっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において申立人の資格取得日が昭和21年4月1日である旨の記載が確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該資格取得届には、申立人について、健康保険の番号は記載されているものの、厚生年金保険の番号に係る記載は確認できない。

また、当該資格取得届には、申立人と同日(昭和21年4月1日)を資格取得日とされている同僚が二人みられるが、いずれも申立人と同様に、健康保険の番号に係る記載は確認できるものの、厚生年金保険の番号に係る記載は確認できず、当該二人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当該資格取得届は、同社が加入する健康保険組合に対し提出された資格取得届であったものと考えられる。

さらに、申立人に交付した厚生年金資格記録証明書について、B社は、自社が保管する厚生年金台帳に申立人の入社日は昭和21年4月1日、厚生年金

保険の手帳記号番号が「\*」と記載されていることが根拠であると回答しているが、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、当該記号番号は、申立人のオンライン記録の資格取得日である昭和23年4月1日に払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人は既に死亡しており、申立人の妻も申立期間当時の同僚を覚えておらず、当時の社会保険事務の担当者も明らかでないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 762

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月から26年12月まで  
② 昭和32年2月から34年12月まで

昭和25年8月から26年12月までA社（現在は、B社）に、32年2月から34年12月までC社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が名前を覚えている同僚（1人）の証言により、勤務した期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、当時の事業主及び事務担当者の連絡先も明らかでなく、連絡先を確認できた同僚（5人）からも、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

また、申立人が名前を覚えている同僚7人のうち、2人はA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、申立人が一緒に勤務していたとする同僚（1人）の証言により、勤務した期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社は既に解散している上、当時の事業主からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得られない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先を確認できた同僚6人からも、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月7日から同年10月1日まで  
② 昭和50年11月1日から51年6月1日まで

昭和50年7月からA社（現在は、B社）で勤務したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年10月1日となっている。

また、昭和50年11月からC社で勤務したのに、厚生年金保険の資格取得日が51年6月1日となっている。

申立期間①及び②についても、A社及びC社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、事業主は、申立人の資格取得日を昭和50年10月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

また、B社は、「当時は入社後3か月間ほど見習期間があり、見習期間が経過してから従業員を厚生年金保険に加入させていたと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人が一緒にA社へ入社したとする同僚も、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日であることが確認できる。

申立期間②については、オンライン記録によると、C社は、昭和51年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、C社は、当時の賃金台帳等を保管していないため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人が一緒にC社へ入社したとする同僚も、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。